

求職活動申立書

私の求職活動は下記のとおり相違ないことを申し立てます。

つきましては、就労先が決まり次第、就労を証明する書類を提出します。

なお、保育所等の利用開始日から求職活動での支給認定期間が終了するまでに就労することができず、また、他の保育を必要とする事由にも該当しない場合、認定期間の終了をもって退所することに異議はありません。

申立日 年 月 日

保護者氏名

(自署又は記名押印)

求職活動 の状況	<p>《これから利用申込を行う人》</p> <p>該当する項目を1つ選択してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所等を利用でき次第求職活動を始める ……以下は回答不要</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所等の利用開始前に求職活動を始める予定……以下は回答不要</p> <p><input type="checkbox"/> 既に求職活動を始めている ……項目①へ</p> <p>※いずれの場合も保育が必要な事由に該当し利用申込できます。</p>
	<p>《現在、保育所等を利用している人》</p> <p>※認定期間を就労から求職活動に変更する場合は、退職日の翌日を記入してください。</p> <p>求職活動開始日 年 月 日</p>
求職活動 の内容	<p>項目①</p> <p>「既に求職活動を始めている」にチェックした人</p> <p>該当する項目を選択してください。(複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> ハローワークで求人情報の検索や就労相談を受けている。(※1 要添付資料)</p> <p><input type="checkbox"/> 面接など外出を伴う求職活動を行っている。(※2 要添付資料)</p> <p><input type="checkbox"/> 派遣会社等に登録している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自宅で求人サイトやアプリ等を閲覧している。</p> <p>※1 ハローワークの登録証明書類</p> <p>※2 面接試験等に本人が参加することが分かる書類</p>

※注意事項※

- ・求職活動を理由とする保育所等の認定期間は、年度内において合計90日を経過する日の月末までです。ただし、連続して90日を経過する場合は、その月末までです。
- ・利用申込中で求職活動の内容に変更があった場合は、再度、求職活動申立書の提出が必要です。